

## 第1条 (約款の適用)

StockTech 株式会社 (以下、「当社」といいます) は、当社が定めたこのスマートレスキュー丸ごと安心パック (ソフトバンク光/Yahoo!BB フレッツコース/ソフトバンク Air) (以下、「SRM」といいます) に関する約款 (以下、「当約款」といいます) に基づいてサービスを提供します。

## 第2条 (用語の定義)

当約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味として使用するものとします。

- ①本サービス 第4条に定めるサービスをいいます。
- ②本契約 当約款に基づいて当社と契約者との間で締結する本サービスの利用に関する契約をいいます。
- ③契約者 当約款を承諾したうえで当社所定の手続きにより本サービスの利用を申込み、当社が当該申込みを承諾することによって本契約を締結した者をいいます。

## 第3条 (申込みの条件)

当社は、契約者がソフトバンク株式会社が提供するインターネット接続サービス ソフトバンク光/Yahoo!BB フレッツコース/ソフトバンク Air (以下、「SB 光/YBB/SBAir」といいます) を同時に申込みの場合に限り、SRM の申込みを受け付けることとします。

## 第4条 (本サービス)

1.当社が、当約款に基づいて契約期間中に提供するサービスは次のとおりとします。

### ①無料出張サービス

パソコンの初期設定及びテレビとインターネットの接続設定サービスを、契約者のご自宅を訪問して提供します。当該サービスの無料提供は、毎月1日を起算日とする1カ月の間に2回を限度とし、2回を超える場合は当社規定による料金をいただきます。無料出張サービスの対象となるのは SB 光/YBB/SBAir に接続されるパソコン、テレビ及びそれらとネットワークで接続された周辺機器に限るものとし、それ以外のものは対象外となります。

### ②無料電話サポート

パソコン及びパソコン関連ソフトウェアに関し、専用受付電話番号への電話を通じたサポートを無料で行うサービスのことをいいます。無料電話サポートの対象となるのは SB 光/YBB/SBAir に接続されるパソコン、テレビ及びそれらとネットワークで接続された周辺機器に限るものとし、それ以外のものは対象外となります。

### ③パソコン等特価提供サービス

パソコン、パソコン関連ソフトウェア及びパソコン周辺機器を、特別価格で提供するサービスのことをいいます。原則として、提供後の返金及び返品には応じることができません。

### ④パソコン等下取りサービス

契約者において不要になったパソコン、パソコン周辺機器及び携帯電話を当社が買い取るサービスのことをいいます。ただし、契約者が買い取りを希望する物品が破損又は故障している場合は買い取りをお断りします。破損又は故障していないものであっても、その状態若しくは、種類によって買い取りをお断りすることがあります。

2. 前項第1号の無料出張サービスは、日本国内においてのみ提供することとします。

3. ドライバ、マニュアル又はセットアップ画面が日本語以外の言語で構成されている場合、原則として第 1 項第 1 号の無料出張サービス及び同項第 2 号の無料電話サポートの各サービスの提供の対象外とさせていただきます。

4. やむを得ない事由により、当社が前項各号に記載する本サービスを提供できないことがあります。

#### **第 5 条（本サービスの対象者）**

1. 本サービスは、契約者及び契約者と一親等以内の親族（配偶者、父母、配偶者の父母、子）に限り利用できるものとします。
2. 当社は、本サービス利用者の本人確認をすることがあります。

#### **第 6 条（サービス提供日時）**

第 4 条の本サービスを提供する日時は、次のとおりとします。ただし、当社が別途指定する日時を除きます。

- ① 年末年始（当社カレンダーによる）を除く日。
- ② 午前 10 時から午後 8 時。

#### **第 7 条（料金の支払い）**

1. 当社は、本契約に基づく SRM 料金を SB 光/YBB/SBAir に係る料金と合算して請求し、契約者はその合算額を支払うこととします。
2. 本契約に基づく SRM 料金は日割計算をしないものとし、月の途中で契約又は申込みをした場合であっても、契約者は当社に 1 カ月分の料金を支払うこととします。

#### **第 8 条（無料期間）**

1. SB 光/YBB/SBAir に係る料金の無料期間は、SB 光/YBB/SBAir のサービス提供者であるソフトバンク株式会社の定めるところに従います。
2. SRM 料金は、SB 光/YBB/SBAir のサービス契約成立日の属する月に係るものを無料とします。

#### **第 9 条（当約款の承諾）**

契約者が本サービスの提供を求める場合、次の各号に定める事項を承諾しているものとみなします。

- ① 本サービスを提供するために必要な情報を当社に提供すること（第 15 条の情報開示を含みます）。
- ② 契約者以外の第三者の利益のために本サービスを利用しないこと。
- ③ 本サービス提供にあたる担当者を契約者が個別に指定できないこと。
- ④ 必要な範囲を超えて問い合わせを行う等、当社の業務遂行を妨げるような行為をしないこと。

#### **第 10 条（本サービス提供の一時停止）**

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。

- ① 契約者に対する SB 光/YBB/SBAir のサービス提供が停止されているとき。
- ② 本サービスの提供に必要な設備機器等に関する保守点検又は工事が行われるとき。
- ③ 当社の電気通信設備等にやむを得ない障害が生じたとき。
- ④ その他やむを得ない事由により本サービスを提供できないとき。

## 第 11 条（契約解除）

1. 契約者において SB 光/YBB/SBAir の契約が解除となったときは、当社又は契約者から契約解除の申出がなくとも、当該解除の日をもって本契約も自動的に解除されることとします。
2. 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当社は直ちに本契約を解除することがあります。
  - ①契約者が本契約に基づく当社への利用料金を支払期日までに支払わない場合。
  - ②第 9 条（当約款の承諾）又は第 14 条（禁止事項）の各号のいずれかに違反する行為があり、それが悪質であると当社が判断した場合。
  - ③契約者が当社に何らかの損害を与えた場合。
  - ④その他前各号に準ずる事由があったと当社が認めたとき。

## 第 12 条（当約款の変更及び廃止）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく当約款の内容及び本サービスの内容を変更することがあります。なお、当約款を変更した場合には、当社ホームページ（<http://smart-rescue.co.jp/contract/>）に掲載するものとします。
2. 当社は、やむを得ない事由が生じたときには本サービスの全部又は一部を廃止することができることとします。

## 第 13 条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、本サービスに関する本契約における権利及び義務を当社の承諾なく第三者に譲渡することができないものとします。

## 第 14 条（禁止事項）

契約者には、次に各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①本サービスを第三者（契約者の一親等以内の親族を除く）に利用させないこと。
- ②第三者になりすまして本サービスを利用しないこと。
- ③本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- ④本サービスの提供及びその他の当社の事業運営に支障を生じるおそれのある行為をしないこと。
- ⑤法令に違反する行為、公序良俗に反する行為及び当社に不当な損害を生じる行為をしないこと。
- ⑥その他前号に準ずる行為をしないこと。

## 第 15 条（個人情報の取扱い）

契約者等の個人情報は、当社の個人情報保護方針（<http://smart-rescue.co.jp/privacy/>）に基づき、取扱うものとします。

## 第 16 条（権利の帰属）

本契約及び本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、当社に属するものとします。

## 第 17 条（保証及び損害賠償）

1. 当社は、本サービスが契約者の特定の利用目的を満たすものであること及び契約者が本サービスを利用した結果については、いかなる保証も行わないこととします。

2. 当社は、本サービスの提供期間中において、当社の責に帰すべき事由により契約者に直接生じた損害について、契約者が本契約に基づき当社に支払った直近3カ月の月額利用料金の合計額を限度として、その損害を賠償します。ただし、下記のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、当社はその予見可能性の有無に関わらず一切の責任を負わないこととします。

- ①契約者が自己の義務を怠ったために生じた損害。
- ②契約者の所有又は使用するパソコン、ハードウェア、ソフトウェア及びその他のシステムに起因して生じた損害。
- ③契約者において正常な操作及び通信ができない状態で生じた損害。
- ④第三者による不正アクセス又はコンピュータウイルスに起因して生じた損害。
- ⑤当社の責に帰さない事由によって生じた契約者の所有又は使用するデータ消滅による損害及びそれに付随する損害。
- ⑥天災事変その他不可抗力により生じた損害。
- ⑦その他前各号に準ずる事由により生じた損害。

#### **第18条（パソコン等特価提供サービスにおける免責事項）**

1. 第4条第1項第3号のパソコン等特価提供サービス（以下、「パソコン等特価提供サービス」といいます）における最安値保証は、契約者又は契約者に準ずる者からの申込みを当社が受けたとき以後、当社は提供した物品における最安値で提供する旨の責任を免れることとします。
2. 当社は、パソコン等特価提供サービスによって契約者に提供したパソコン及びソフトウェア等の物品に故障又は初期不良の事由が生じた場合において、何らの責を負わないこととします。

#### **第19条（協議）**

当社と契約者との間で本契約に記載のない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合、契約者が別に契約するSB光/YBB/SBAirの契約書の各条項に準じた解決を図り、なお解決に至らない場合は、民法をはじめとする諸法令を踏まえ、双方誠意をもって協議のうえこれを解決することとします。

#### **第20条（合意管轄裁判所）**

本契約に関する紛争が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

2015年2月4日制定

2023年2月1日改定

2024年3月1日改定

StockTech 株式会社  
代表取締役社長 木村 紀章